

令和8年3月10日

学生 各位

令和8年度前期分授業料納付猶予について

経済的理由により修学が困難となった場合の経済的支援のひとつとして、授業料の納付を猶予する制度があります。期日までの納付が見込めないことにより、令和8年度前期分授業料の納付猶予を希望する場合は、下記のとおり学生支援課へ申請してください。

記

○前期分授業料納付猶予について

5月29日(口座振替日5月26日)までに前期分授業料の納付が難しい場合は、授業料の納付猶予を申請することで納付期間を8月下旬まで延期することができます。

○申請方法

富山大学ウェブサイトから「令和8年度前期分授業料納付猶予願」をダウンロードし、学生支援課まで提出してください。

富山大学ウェブサイト(授業料・入学料免除)

<https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/financial-support/exemption/>



○申請期限

令和8年4月10日(金)

本学では上記のほかにも経済支援を行っています。希望される場合は、まず学生支援課へご相談ください。

令和8年度前期分授業料免除(家計急変) 令和8年4月10日(金) 申請期限

- ・新型コロナウイルス感染症による影響で家計が大きく急変した世帯は、前期分授業料免除の申し込みができます。詳細は上記の本学ホームページをご確認ください。

修学支援新制度 [学部生(外国人留学生は対象外)]

- ・新たに支援を受けたい学生、今まで奨学金や授業料等減免を受けていなかった学生は、修学支援新制度(給付型奨学金+授業料減免)への申し込みができます。
- ・収入が大きく減った世帯は、「家計の急変」としての申し込みが随時可能です。

日本学生支援機構 貸与型奨学金 [学部生・大学院生(外国人留学生は対象外)]

- ・4月上旬から在学採用の募集を開始します。

日本学生支援機構 授業料後払い制度 [大学院新1年生のみ(外国人留学生は対象外)]

- ・令和8年4月に修士(博士前期)課程に入学し、日本学生支援機構の授業料後払い制度に申し込む予定の学生は、必ず授業料納付猶予(もしくは授業料免除)を申請してください。
- ・本制度に申し込む場合、授業料は納付しないでください。

※授業料免除申請については、上記の本学ホームページをご確認ください。

【郵送・問い合わせ先】

〒930-8555 富山市五福 3190

富山大学 学務部学生支援課 奨学・免除担当

TEL:076-445-6087 FAX:076-445-6092